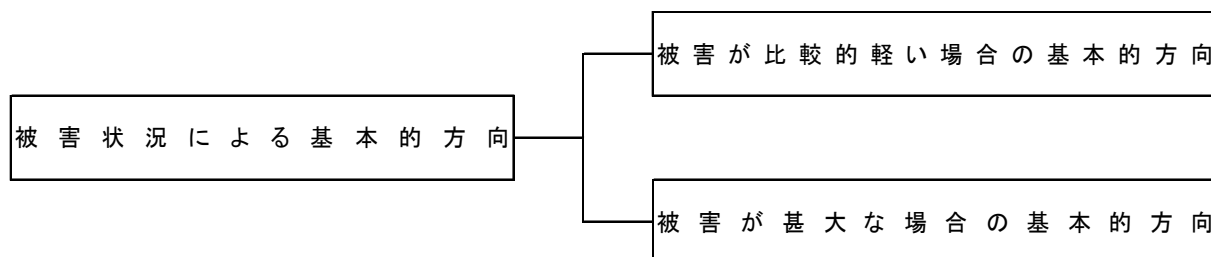


第1章 地域の復旧・復興の基本方針の決定

町及び県は被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は津波災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第1節 被害状況による基本的方向



第1 被害が比較的小さい場合の基本的方向

津波に伴う被害が比較的小さく、局地的である場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち、従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

第2 被害が甚大な場合の基本的方向

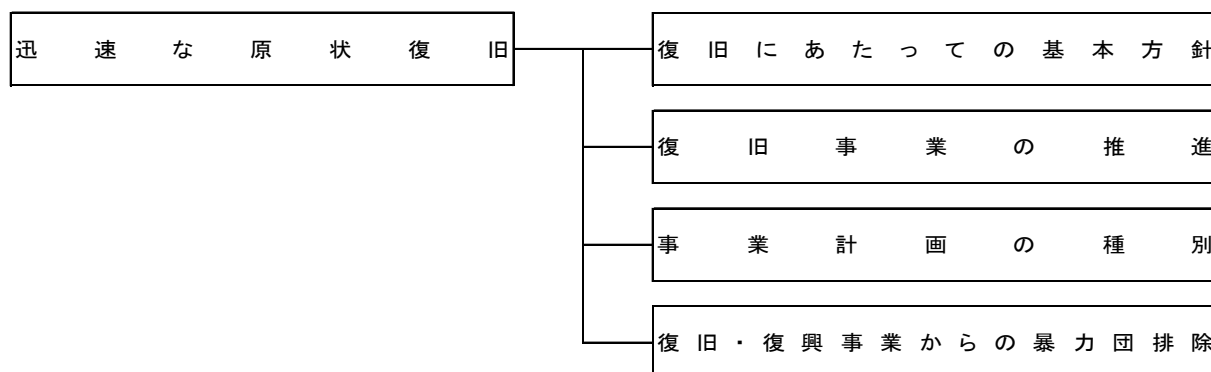
規模な津波により、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指すものとし、被災地の復旧・復興は、町及び県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。

ただし、町がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2章 迅速な原状復旧の進め方

町及び県は被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第1節 迅速な原状復旧



第1 復旧にあたっての基本方針

ライフライン施設等、公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

第2 復旧事業の推進

1 公共土木施設等

公共土木施設災害等の復旧事業の推進については、次により実施する。

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周回の計画を立てる。

また、本査定の場合は、査定前日に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。

- (4) 復旧災害に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧できるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定対象外とされた箇所で、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県単防災関連事業や町単独事業等を行う等の計画を行う。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施

工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。

- (8) 災害の増加防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。
- (10) 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介助の実態把握に努めるとともに、町、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 ライフライン施設等

ライフライン施設災害の復旧事業の推進については、基本的には公共土木施設災害の復旧事業の推進に準ずるが、次の点に特に留意する。

- (1) ライフライン施設災害の復旧にあたっては、ライフライン関係事業者は、町や県を経由して、可能な範囲で復旧事業の執行に関わる作業許可手続きの簡素化を図るよう国等へ要請する。
- (2) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

3 災害廃棄物の処理

復旧・復興を効果的に行うため、町は、災害廃棄物の処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定める。県では、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主宰することにより、円滑な処理を促進する。

第3 事業計画の種別

次に掲げる事業計画については、基本方針の基礎として、被害の都度、検討作成する。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (4) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上水道・公共下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 住宅福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他の災害復旧事業計画

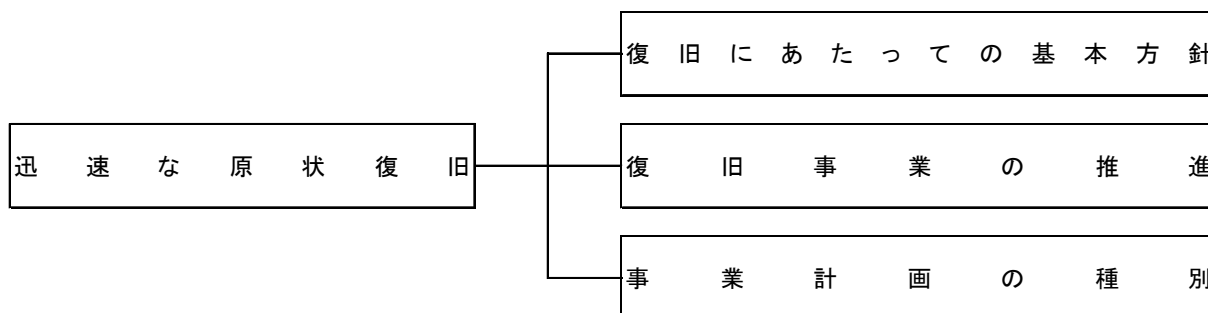
第4 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介助の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、町、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第3章 計画的復興の進め方

町及び県は被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、津波災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第1節 計画的復興



第1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを早急に実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

町及び県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

第2 計画策定にあたっての理念

計画策定にあたっての理念をまとめると、次のとおりである。

- 1 再度の災害の防止と、より快適な空間・都市環境を目指す。
- 2 住民の安全と環境保全等に配慮した、防災まちづくりを実施する。
- 3 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見すえた機能的でかつ、ゆとりとやすらぎのある生活環境を創出する。

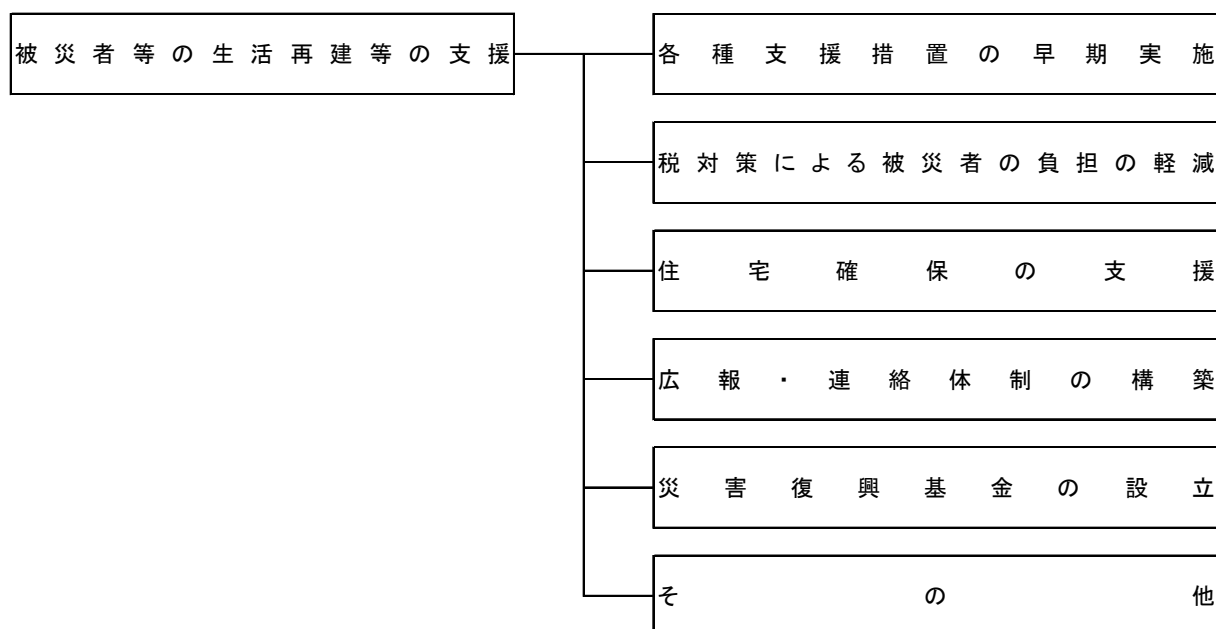
第3 防災まちづくり

防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難場所・津波緊急退避ビル等、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

第4章 被災者等の生活再建等の支援

町及び県は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

第1節 被災者等の生活再建等の支援



第1 各種支援措置の早期実施

町及び県等は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給、床上浸水以上の住宅被害を受けた世帯及び小規模事業に対する被災者生活支援金の支給、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自律的生活再建の支援を行う。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、町は、災害による住家等の被害の程度の調査や被災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に被災証明書を交付する。

第2 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第3 税対策による被災者の負担の軽減

町及び県は、必要に応じて、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免を図る。

第4 住宅確保の支援

町及び県は、必要に応じて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用するほか、国に対し公団住宅等の活用を要請する。

第5 広報・連絡体制の構築

町及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第6 災害復興基金の設立

町及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的・弾力的に推進する手法について検討する。

第7 その他

その他、借地借家制度の特例の適用に関する事項や、被災者に対する職業のあっせん、郵便葉書等の無償交付、為替貯金の非常取扱、簡易保険郵便年金の非常取扱い等があるが、詳細は下記のとおりである。

1 災害時における日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

3 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

4 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は

見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施するものとする。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受けるものとする。

5 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

災害時において、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、日本郵便株式会社は、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

6 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施するものとする。

7 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

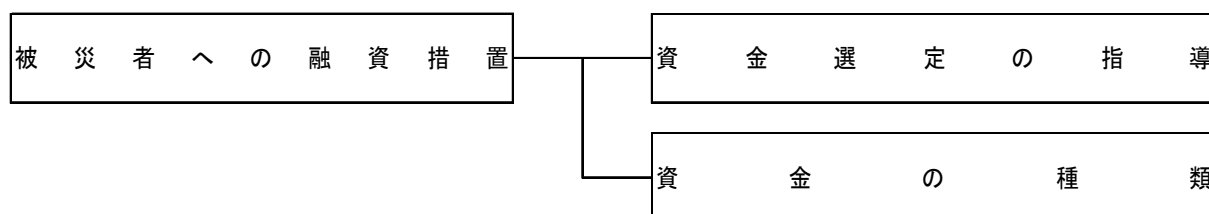
災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、下記のとおり実施するものとする。

- (1) 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い。
- (2) 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱い。

第5章 被災者への融資措置

町及び県は、災害復旧のための融資措置として、被災者中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。

第1節 被災者への融資措置



第1 資金選定の指導

町その他の関係機関は、被災者から融資についての相談を受けたときは、各資金の貸付条件その他を十分に説明し、借入事業体に最も適した資金のあっせん指導に当たる。

第2 資金の種類

災害時における事業資金等の融資は、災害の程度、規模によって異なるが、おおむね次の種別による。

1 農林漁業関係の融資

- (1) 天災融資法による経営資金及び事業資金
- (2) 株)日本政策金融公庫の災害資金

2 商工業関係の融資

- (1) 鹿児島県中小企業融資制度（緊急災害対策資金）
- (2) (株)日本政策金融公庫の資金
- (3) (株)商工組合中央金庫資金

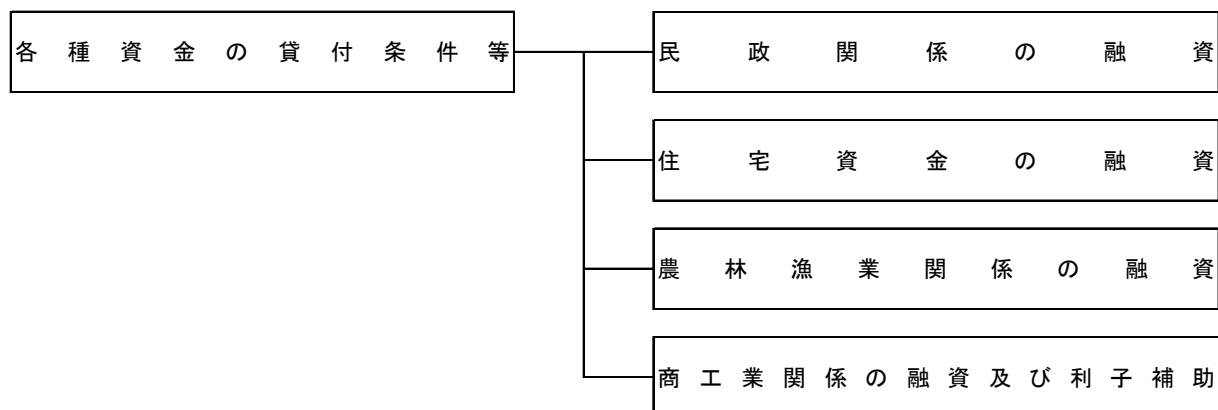
3 民生関係の融資

生活福祉資金災害援護資金

4 住宅資金の融資

- (1) 災害復興住宅建設補修資金
- (2) 一般個人住宅の災害特別資金
- (3) 地すべり関連住宅資金

第2節 各種資金の貸付条件等



第1 民政関係の融資

1 生活福祉資金

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更正のために必要な資金の融資を行うものである。

区分	支給の内容等
貸付対象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。 （１）資金の貸付けとあわせて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であること。 （２）独立自活に必要な資金の融通を他から借りうけることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の手續及び方法	借入申込人は、その居住地区を担当する民生委員を通じ借入申込書に連帯保証人1名以上の承認を受け、町社会福祉協議会へ提出する。町社会福祉協議会は、意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し、県社会福祉協議会で貸付を決定のうえ、町社会福祉協議会長あて通知するとともに、貸付金を借入申込人に送金する。
貸付額	150万円以内。
償還期間	据置期間（6か年以内無利子）経過後7年以内に償還を完了するものとする。
利率	年1.5%（保証人がある場合は無利子）

2 災害援護資金

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき条例の定めるところにより、災害援護資金の貸付けを行う。

区 分	支 給 の 内 容 等
実施主体	町が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災

	害（県内すべての市町村が対象となる。）
貸付金原資の負担割合	国2/3，県1/3
貸付申し込み受付期間	被災日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日まで
貸付対象世帯	①同一の世帯に属するものが1人の場合は，その所得の合計額が，220万円以下の世帯 ②同一の世帯に属するものが2人の場合は，その所得の合計額が，430万円以下の世帯 ③同一の世帯に属するものが3人の場合は，その所得の合計額が，620万円以下の世帯 ④同一の世帯に属するものが4人の場合は，その所得の合計額が，730万円以下の世帯 ⑤同一の世帯に属するものが5人以上の場合は，その所得の合計額が，730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額以下の世帯 ⑥住居が滅失又は流失した場合は，その所得の合計額が1,270万円以下の世帯

別表 貸付対象等

貸付区分		貸付限度額	利率	償還期限	据置期間	償還方法	担保
1 世帯主が 負傷した場合 (約1ヶ月 以上かかる こと)	(ア) 家財・住居ともに損害がない場合	円 1,500,000	3.0 % 据置期間中は無利子	10年 以内 据置期間を含む	3年 (特 認5 年)	半年賦又は年賦 原則として元利均等償還	連帯保証人
	(イ) 家財の損害はあるが，住居の損害はない場合	2,500,000					
	(ウ) 住居が半壊した場合 (特別の事情がある場合)	2,700,000 (3,500,000)					
	(エ) 住居が全壊した場合	3,500,000					
2 世帯主が 負傷しなかつた場合 (療養期間が約1ヶ月 かからない場合も含む)	(ア) 家財の損害はあるが，住居の損害はない場合	1,500,000					
	(イ) 住居が半壊した場合 (特別の事情がある場合)	1,700,000 (2,500,000)					
	(ウ) 住居が全壊した場合 (エの場合を除く) (特別の事情がある場合)	2,500,000 (3,500,000)					
	(エ) 住居全体が滅失し， 又は流失した場合	3,500,000					

「家財の損害」・・・家財の損害金額が，家財の価格の1/3以上に達した場合をいう。

「特別な事情」・・・被災した住居を立て直すに際し，残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

第2 住宅資金の融資

1 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し、又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人に貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融支援機構が融資するものである。

表 融資の概要

区分	融資の内容等
適用される災害	次のいずれかの災害 (1) 災害 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 (2) 自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの。
貸付を受けることのできる住宅	(1) 建設の基準 (ア) 住宅部分の床面積は1戸当たり13平方メートル以上、175平方メートル以下で住宅あること。 【床面積上限の例外】 1 り災家屋の住宅部分が175㎡を超える場合は、その面積まで建築（購入）可能。 2 親族の家屋も併せて被災して、同じ融資住宅に入居する場合は、申込人と同居する親族のり災家屋の合計面積まで建設（購入）可能。 (イ) 併用住宅は、住宅部分が概ね1/2であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 (ウ) 建築基準法その他の関係法令に適合すること。 (エ) 各戸に居住室、便所及び炊事室を備えていること。 (オ) 木造である場合1戸建又は連続建であること。 (カ) 災害家屋が共同住宅であった場合で、木造の共同住宅を建設する場合は機構の承認を要する。 (2) 補修の基準 (ア) 家屋の床面積、構造の種類は制限がない。 (イ) 併用住宅は、住宅部分が概ね1/2以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 (ウ) 建築基準法の規定に適合すること。 (エ) 各戸に居住室、便所及び炊事室を備えていること。 (オ) 1戸当たりの補修に要する費用が10万円以上であること。
貸付対象者	(1) 機構から資金の貸付を受けなければ、災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができない者であること。

	(2) 災害により災時、滅失し、又は損傷した家屋の所有者、賃借人又は居住者であって災害の発生の日から2年以内に自ら居住し、又は主として災者である他人に貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修をしようとする者であること。この場合において、当該家屋の賃借人又は居住者にあつては当該家屋の所有者が災害復興住宅の建設・購入又は補修をする意志がない場合に限る。 (3) 償還能力を有する者であること。 (4) 主として災者である他人に貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修する場合は、貸付金の償還に関し確実な連帯保証人のある者又は機構の貸付金に係る物件以外の担保価値の十分な物件を追加担保に提供できる者であること。 (5) 個人（日本国籍を有する者等に限る）又は法人であること。												
貸付の条件	(1) 建設等 (ア) 貸付限度額 住宅建設資金 <table> <tr> <td>基本融資</td><td>1,460万円（工事費の100%融資）</td></tr> <tr> <td>特例加算</td><td>450万円（工事費の100%融資）</td></tr> <tr> <td>土地取得費</td><td>970万円</td></tr> <tr> <td>整地費</td><td>390万円</td></tr> </table> (イ) 貸付利率機構の貸付利率による。 (ウ) 償還期間木造（一般） 25年以内 耐火・準耐火・木造（耐久性） 35年以内 （3年以内の据置期間を設けることができる。） (エ) 償還方法元利均等毎月払又は元金均等毎月払 （申込日から申し出があつて債権保全上支障ない場合は、6ヶ月払い併用可） (2) 補修等 (ア) 住宅補修資金 10万円～640万円（工事費の100%以内） <table> <tr> <td>移転費</td><td>390万円</td></tr> <tr> <td>整地費</td><td>390万円</td></tr> </table> （ただし、移転費と整地費をあわせて融資をうける場合には、390万円まで。） (イ) 貸付利率機構の貸付利率による。 (ウ) 償還期間 20年以内（据置期間1年を含む。） (エ) 償還方法元利均等毎月払又は元金均等毎月払い （申込日から申し出があつて債権保全上支障ない場合は、6ヶ月払い併用可）	基本融資	1,460万円（工事費の100%融資）	特例加算	450万円（工事費の100%融資）	土地取得費	970万円	整地費	390万円	移転費	390万円	整地費	390万円
基本融資	1,460万円（工事費の100%融資）												
特例加算	450万円（工事費の100%融資）												
土地取得費	970万円												
整地費	390万円												
移転費	390万円												
整地費	390万円												
借入手続	融資希望者は、り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災証明の発行を受け、申込書の提出は、機構又は最寄りの機構の業務受託金融機関へ提出するものとする。												

2 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画，土砂災害防止法に基づく勧告により，自ら居住し，又は他人に貸付けるために地すべり関連住宅を移転し，又は建設しようとする者で，自費で建設等ができず住宅金融支援機構から資金を借入れて実施しようとする世帯に対して，本資金を融資するものである。

表 融資の概要

区分	融資の内容等
貸付を受けることのできる住宅	(1) 原則として居住室，炊事室及び便所を有すること。 (2) 13 平方メートル以上。関連事業計画又は勧告に基づき移転又は建設される地すべり等関連住宅は非住宅部分が1／2以上あってもよい。ただし，非住宅部分については，住宅部分の床面積と等しい床面積の工事費までしか融資対象とならない。 【新築購入・リユース購入の場合】 50 平方メートル以上（共同建ての場合 40 平方メートル以上），280 平方メートル以下であること。 (3) 移転又は建築後において建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。新築家屋購入の場合にあつては，建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。また，リユース家屋購入の場合にあつては，建築基準法上明らかな違法建築物でないこと。 (4) 木造の住宅を建設する場合原則として1戸建又は連続建であること。 (5) 敷地の権利が転借によらないものであること。
貸付の条件 その他	利率機構の貸付利率による。 その他は災害復興住宅に同じ

第3 農林漁業関係の融資

1 天災融資法による経営資金および事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき，特に著しい災害があり，法適用の指定を受けた場合，農林漁業者等に対する次のような資金の融資を行う。

(1) 被災農林漁業者に対する経営資金

(平成 20 年 1 月 1 日現在)

区分	融資の内容等
資金使途	種苗，肥料，飼料，薬剤，農機具（政令で定めるものに限る。），家畜，家きん，薪炭原木，しいたけほだ木，漁具（政令で定めるものに限る。），稚魚，稚貝，飼料，漁業用燃油等の購入資金，炭がまの構築資金，漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金その他農林漁業経営に必要な資金
貸付の	(1) 被害農業者（農業を主な業務とする者・・・年間総所得の5割以上を農業所

区分	融資の内容等
対象者	得に依存) ①天災による農作物、畜産物若しくは繭の減収量が平年の収穫量の100分の30以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の100分の10以上である旨の町長の認定を受けた者 ②天災により果樹、茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積5アール以上）の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の30以上である旨の町長の認定を受けた者 (2) 被害林業者 林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の町長の認定を受けた者 (3) 被害漁業者 漁業を主な業務とする者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流出等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の町長の認定を受けた者。 (4) 特別被害農業者 被害農業者であって、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額が、その者の平年における農業総収入額の100分の50（開拓者にあつては100分の30）以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の50（開拓者にあつては100分の40）以上である旨の町長の認定を受けた者 (5) 特別被害林業者 被害林業者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の町長の認定を受けた者 (6) 特別被害漁業者 被害漁業者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、滅失、損壊等による損失額が当該

区分	融資の内容等					
	施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の町長の認定を受けた者					
貸付利率	(ア) 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業（開拓者を含む。）若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する……………年3%以内 (イ) 天災による農作物等，林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業，林業又は漁業による総収入額の100分の30以上である被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者……………年5.5%以内 (ウ) その他……………年6.5%以内					
償還期限	6年の範囲内で政令で定める期間（激甚法適用の場合7年）					
貸付の限度	貸付対象者		天災融資法		激甚災害法	
			貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）		貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）	
			A%	B万円個人（()は法人）	A%	B万円個人（()は法人）
	農業者	果樹栽培者 家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)
		一般農業者	45	200(2,000)	60	250(2,000)
	開拓者	果樹栽培者 家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)
		一般農業者	45	200(2,000)	60	250(2,000)
	林業者		45	200(2,000)	60	250(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	80	5,000	80	5,000
		漁船建造・取得資金	80	500(2,500)	80	600(2,500)
		水産動植物養殖資金	50	500(2,500)	60	600(2,500)
		一般漁業者	50	200(2,000)	60	250(2,000)

(2) 被災農林漁業組合に対する事業資金

区分	融資の内容等
貸付対象	事業運営資金（肥料，農薬，漁業用燃油，生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金）
貸付の相手方	被害組合
貸付利率	年6.5%以内

償還期限	3年以内
貸付限度	2,500万円以内、ただし、連合会については、5,000万円以内（激甚法適用の場合は 5,000万円以内、ただし、連合会については、7,500万円以内）

2 日本政策金融公庫資金による災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、日本政策金融公庫が被害農林漁業者等に対し貸し付けを行う資金は、次のとおりである。

（平成21年1月1日現在）

資金名	資金使途・内容	貸付 利率 (%)	償還期限 (年以内)		貸付限度額	融資 率 (%)
			償還期 間	うち据 置期間		
農林漁業セーフティネット 資金	農林漁業経営の再 建・維持安定費	0.50 ～ 0.85	10	3	個人 300 （特認：年間経営費 等の12分の3）	100
農業基盤整備 基金	農地、牧野の保全又 はその利用上必要な 施設の復旧費	0.50 ～ 1.35	25	10	（下限10）	100
農林漁業施設費	主務大臣指定 施設	0.50 ～ 1.20	15	3	1施設当たり 300 特認 600 特々認 800 漁船 1,000 （下限10）	80
	共同利 用施設	0.50 ～ 1.20	20	3	（下限10）	80
漁業基盤整備 資金	漁港	1.45 ～ 1.80	20	3	（下限10）	80
	漁場整 備	1.45 ～ 1.80	20	3	（下限10）	80
漁船資金	漁船の復旧	1.45	5	2	1隻当たり 45,000 まき網 85,000 （下限10）	80
		1.55	10			

林業基盤整備資金	林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	1.45 ～ 1.80	20 (特認25)	3 (特認7)	(下限10)	80
	樹苗養成施設	樹苗その他の施設の災害復旧費	1.45 ～ 1.80	15	5	(下限10)	80
沿岸漁業経営安定資金		沿岸漁業経営再建費	1.45 ～ 1.80	20	3	個人 200 法人 400	100
		収入補填費	1.45 ～ 1.80	20	3	個人 200 法人 400	100

(注) 貸付利率等は随時改訂が行われるので、利用の際は関係先に確認すること

第4 商工業関係の融資及び利子補助

1 鹿児島県の緊急災害対策資金

(1) 目的

災害により被害を受けた県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し、当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

(2) 融資対象者

融資対象者：県内で引き続き1年以上事業を営む中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの。

- ①激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法第12条に規定する特例が適用された者（県内における災害による被害を受けた者に限る。）
- ②災害救助法第2条の災害により被害を受けた者。（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）
- ③被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けた者（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）
- ④知事が特別に認める災害により被害を受けた者

※いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。

融資限度額：運転設備資金 2,000 万円
 設備資金 3,000 万円
 融資期間：運転設備資金 7 年以内（据置2年以内）
 設備資金 10 年以内（据置3年以内）
 融資利率：1 年以内 年 1.9%
 1 年超 3 年以内 年 2.0%
 3 年超 5 年以内 年 2.1%
 5 年超 7 年以内 年 2.3%

7年超 10年以内 年 2.7%

信用保証：鹿児島県信用保証協会（大島地区は独立行政法人奄美群島振興開発基金）の保証を要する。

信用保証料率：融資対象者①～③ 年 0 % 融資対象者④ 年 0.13%～年 1.58%

※割引料率

①財務諸表について「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる中小企業者（個人を除く。）-0.1%割引

②担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合-0.1%割引

連帯保証人：保証機関の定めるところによる

担保：保証機関の定めるところによる

申込み先：各商工会議所，商工会（組合は中小企業団体中央会）

取扱金融機関：鹿児島銀行，南日本銀行，各信用金庫，各信用組合，商工組合中央金庫，福岡銀行，肥後銀行，宮崎銀行，西日本シティ銀行，熊本ファミリー銀行，宮崎太陽銀行（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）

添付書類：当該災害により被害を受けたことの町長等の証明書等

2 政府系金融機関の融資

	中小企業金融公庫	国民生活金融公庫	商工組合中央金庫
制度名	災害復旧貸付	災害貸付	災害復旧資金
融資対象	別に指定された災害により被害を被った中小企業の方	災害により被害を受けた方	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被害事業者及び間接被害事業者
融資制度	別枠 1億5千万円	それぞれの融資制度の融資限度の額に1災害につき、3千万円を加えた額（ただし、異例の災害の場合は、その都度定めます。）	当金庫所定の限度内
融資期間	運転 } 設備 } 10年以内	運転 } 設備 } 10年以内 （ただし、異例の災害の場合は、その都度定めます。）	運転 } 設備 } 10年以内
据置措置	2年以内	2年以内 （ただし、異例の災害の場合は、その都度定めます。）	2年以内

担 保	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。
貸付利率	基準利率 ただし、閣議決定に基づき特別利率を適用される場合があります。	基準利率 ただし、特別貸付の災害貸付で特別対象設備は当該利率となります。(異例の災害の場合は、その都度定めます。)	当金庫所定の利率
保証人	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。

(注) 融資条件は随時改訂されるので、利用の際は関係先に確認してください。

3 鹿児島県信用保証協会の保証

区分	保証の概要
保証対象	県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し、事業を営んでいる中小企業者。但し、保証制度要綱等で別に業歴が定めている場合は、それによる。
相談・申込先	各金融機関
保証限度	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 (激甚災害保証の場合は、別枠)
保証期間	運転資金 20年以内、設備資金 20年以内 (激甚災害保証の場合 運転資金 5年、設備資金 7年以内)
保証人及び担保	保証人は原則不要（法人の場合は代表者）・担保は必要に応じ徴求
返済方法	一括又は分割返済
信用保証料率	0.45%～1.90%（激甚災害保証の場合年0.87%）

※「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる事業者－0.1%割引
担保の提供がある事業者－0.1%割引

4 鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

(1) 目的

中小企業者が災害復旧のために借り入れた株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫の資金又は県・町の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。）について、利子補助を行う町に対し、融資額に応じた段階的な利子補助を行う。

(2) 利子補助対象

県が災害発生の都度指定した災害（激甚災害、災害救助法、被災者生活再建支援法適用災害）において被災した者が、災害発生の日から知事が災害の都度定める期間（概ね6ヶ月以内）に借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息

※災害復旧資金：株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫の資金又は県（緊急災害対策資金）・町の制度資金で中小企業者を対象とした災害復旧目的資金

(3) 補助の概要

利子補助率：融資額 200 万円以下 年 1.80%

融資額 200 万円超 600 万円以下 年 1.35%

融資額 600 万円超 1,500 万円以下 年 0.90%

※補助率は県が負担するものであり、被災中小企業者への補助率は町利子補助事業により上乗せして実施する場合もあるため、町によって異なる。

補 助 期 間：5 年間

補 助 対 象 額：借入金 1,500 万円を限度とする。

申 込 先：被災事業所の所在する町（商工団体経由の町もあり）

添 付 書 類：・中小企業災害復旧資金利息支払証明願

・災害により被害を受けたことの町長，消防署長等の証明書又は証明書の写し

・事業報告書

・町長が必要と認める書類